

令和 2 年中津川市議会（6 月定例会）議員提出議案について

令和 2 年第 3 回中津川市議会（6 月定例会）最終日の本会議において、議員提出議案が別紙のとおり上程されますのでお知らせします。

■件名

- ・新型コロナウイルス対策に関する意見書について

■上程日

令和 2 年 6 月 29 日（月曜日）

お問い合わせ先

議会事務局 議会総務課 担当者：野村充久

電話：0573-66-1111（内線 503）

令和 2 年第 3 回中津川市議会（定例会）

議 員 提 出 議 案

令和 2 年 6 月 2 9 日

議第75号

新型コロナウイルス対策に関する意見書について

新型コロナウイルス対策に関する意見書を提出するため、次のとおり決議する。

令和2年6月29日提出

提出者	中津川市議会議員	柘植 貴敏
賛成者	中津川市議会議員	櫛松 直子
賛成者	中津川市議会議員	吉村 浩平
賛成者	中津川市議会議員	木下 律子
賛成者	中津川市議会議員	水野 賢一
賛成者	中津川市議会議員	吉村 孝志
賛成者	中津川市議会議員	糸魚川 伸一

新型コロナウイルス対策に関する意見書

新型コロナウイルス感染症「緊急事態宣言」も全ての都道府県で解除されたが、再び拡大する兆候も見られ依然として予断を許さない状況にあり、第2波・第3波に備えた対策が喫緊の課題である。

これまで学校の一斉休業やイベントの中止、外出の自粛や事業の休業等により、国民生活や雇用環境に多大な影響を及ぼしているため、地域経済が危機的状況に追い込まれ、国民の疲弊や不安が続いている状況下にある。

このような国難に対し国民と関係機関が一体となり、感染症の収束に向けて取り組むとともに、中長期的な社会経済の姿を構想しつつ悪化する経済や疲弊する地域の再生に向け、必要な諸施策を迅速・的確・果敢に講じていくことが求められている。

よって、国においては、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の着実な推進とともに、下記の事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 感染症拡大防止等について

- (1) 新型コロナウイルス感染症に関する正確な情報を、国民、地方自治体、医療機関、事業者等に対し、適切かつ迅速に提供すること。
- (2) 国民が冷静に行動できるよう、新型コロナウイルス感染予防及び受診・治療体制について周知徹底を図ること。
- (3) 感染拡大時に不足するマスクや消毒用アルコールなど感染防御に必要な物資の安定的な生産・供給体制を整えること。特に医療機関や介護施設における防護服やマスクの必要数を確保すること。
- (4) 感染者、医療従事者、日常生活に不可欠な業務に従事する者やその家族に対する偏見・差別を防止するため、感染症の特性について国民に対する説明をはじめ必要な啓発を徹底すること。
- (5) 外出自粛等に伴い増加が懸念される虐待等について、相談窓口の周知及び充実を図ること。
- (6) 新型コロナウイルス感染症に係る無症状者や軽症者等の受け入れ施設である宿泊療養施設を確保すること。
- (7) 海外からの渡航者、帰国者に対する空港等における水際での感染防止対策を確実に実施すること。

2 経済対策等について

- (1) 今般の緊急経済対策の効果を見極めつつ、「地方創生臨時交付金」「緊急包括支援交付金」等の拡充を図るとともに、事業者に対する徹底した資金繰り対策を講じるなど、強力で柔軟な追加の経済対策を実行すること。

特に「地方創生臨時交付金」及び「緊急包括支援交付金」については、地方自治体が継続して感染拡大防止や地域経済・住民生活の支援、医療・介護体制の整備支援など地域の実情に応じてきめ細かな取組ができるよう増額を行うこと。

また、これら交付金等の手続の簡素化を図り、迅速に交付等ができるようにすること。

- (2) 今後の経済状況の進展を踏まえ、必要な場合には、雇用の受け皿を確保する措置を含め、更なる経済・雇用対策などを躊躇なく断行すること。
- (3) 地域経済への影響について、風評被害防止など積極的な対策を講じるとともに、地方自治体が行う各種対策に要する費用に対し十分な財政支援を講じること。
- (4) 新型コロナウイルス感染の収束期における経済活動の急激な活性化は望めないことから、引き続き、消費喚起のための対策への財政支援を講じること。
- (5) コロナ禍の影響から廃業が懸念される小規模・零細事業者への事業継続に向けた支援を講じること。

3 医療提供体制等の強化について

- (1) 医療崩壊を防止するため、重症者受入病床、軽症者受入病床また後方受入施設を確保し切れ目のない医療提供体制を整備し、医療機器の整備、医療物資の確保等に対する支援を強化すること。
- (2) 検査機関や医療機関におけるPCR・抗原検査機器・抗体検査機器の導入を支援するなど検査能力の一層の強化を図り、必要な検査が確実に受けられ、また、地域格差のない検査体制を確立すること。
- (3) 医療機関や介護施設の感染予防策を適切に実施できるよう、医療機関や介護施設の実情に合った財政措置を講じること。また、医療従事者や介護従事者について必要な人員が確保できるよう支援体制を強化すること。
- (4) 県の要請により新型コロナウイルス感染症用の病床を一定数確保した病院では、入院患者数は減少し、通常の手術や検査は延期され、収益が極端に落ち赤字経営に陥ってしまっている。第2波・第3波に備えた安定的な地域の医療体制を継続するためにも、減収補償制度を早急に確立し、医療体制を堅持すること。
- (5) 治療薬やワクチンの早期開発や海外からの輸入等も含め、検査・治療体制を早急に構築すること。

4 教育への支援について

- (1) 学校の休業が長期化することにより教育課程の実施に支障が生じた場合の備えとなるGIGAスクール構想の早期実現に向けて、迅速かつ円滑な端末供給が図られるよう関係事業者へ要請を行うこと。また、端末価格が上昇した場合には、補助率（定額）の見直しを行うこと。

さらに、家庭でのオンライン学習環境の整備を推進するため、希望する全家庭にモバイルルーターを貸与するとともに、通信料について財政措置を講じること。

- (2) 「学校の新しい生活様式」として示された教室における身体的距離の確保を実現するため、一教室あたりの人数を減らし、学級数を増やした場合の人的措置に係る必要な財政措置を講じること。

5 今後の対策等について

- (1) 豪雨や台風などが頻発する季節を迎え、新型コロナウイルス感染と自然災害が同時に重なる事態を想定し、避難所における集団感染防止対策や必要な設備・備品の確保、救急医療を含む医療介護体制の整備など、地域の複合災害への対応に万全を期するため、明確な対処方針を早急に確立すること。
- (2) 未知の感染症が将来再び脅威となる事態を想定し、保健所・地方衛生研究所体制を予算・人員を含め抜本的に強化するため、地方自治体に対する財政措置を拡充すること。

また、今回の感染症蔓延を教訓に、集中治療室（ICU）や医療従事者の増強、医療に必要な医薬品原料・マスクや防護服・医療器材の国内調達体制の確立、遠隔診療の充実など医療提供体制全体を危機管理の視点から早期に再構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年6月29日

中 津 川 市 議 会